

2025 年度後期 授業料免除等案内 (学部生 (留学生))

• 2020 年度以降に入学した学部生 (留学生)

納入猶予もしくは月割分納のみ申請が可能です。

ただし、特段の事情 (父母等の急死、被災 等) がある場合は入学料免除もしくは授業料免除の申請を受付ます。

• 2019 年度以前に入学した学部生 (留学生)

授業料免除または授業料免除及び納入猶予 (併用) もしくは月割分納の申請が可能です。

上記申請を希望する場合は、2025 年 9 月 24 日 (水) までに学生支援課にメールにてご相談ください。

ご事情を確認の上、別途手続き方法についてご案内いたします。

※申請しても必ず免除・猶予許可となるわけではありませんので、ご注意ください。

※入学料免除・納入猶予について、本手続きを行うことで授業料免除申請と併せて免除等が審査されます。

お問い合わせ先

国立大学法人千葉大学

学務部学生支援課生活支援係

メール：dde2178@office.chiba-u.jp

※メールは、「学生証番号@student.gs.chiba-u.jp」のアドレスから送付してください。

※やり取りの記録を残すため、お問い合わせの際は窓口・電話ではなく、必ずメールにてご連絡ください。